

専決処分の報告について

秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例及び秦野市小児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成29年11月24日提出

秦野市長 古谷 義幸

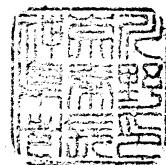


専 決 処 分 書

秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例及び秦野市小児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において別紙のとおり専決処分する。

平成29年11月15日

秦野市長 古 谷 義 幸



理由

所得税法の一部改正により、条例で引用する同法の用語が改められたため、改正する。

秦野市条例第 2 2 号

秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例及び秦野市小児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

(秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 1 条 秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成 8 年秦野市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

(秦野市小児等医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 2 条 秦野市小児等医療費の助成に関する条例（平成 8 年秦野市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項各号列記以外の部分中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 1 月 1 日から施行する。

報告第27号 秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例及び秦野市小児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
 新旧対照表

新	旧
<p>秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正</p>	
<p>(所得の制限)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、対象者としない。</p> <p>(1) 対象者の属するひとり親家庭等の父又は母及び養育している者（以下「ひとり親等」という。）の前々年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>同一生計配偶者及び扶養親族</u>（以下「扶養親族等」という。）並びにそのひとり親等の扶養親族等でない児童でひとり親等が前々年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上のとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(所得の制限)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、対象者としない。</p> <p>(1) 対象者の属するひとり親家庭等の父又は母及び養育している者（以下「ひとり親等」という。）の前々年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>控除対象配偶者</u>及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びにそのひとり親等の扶養親族等でない児童でひとり親等が前々年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上のとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

秦野市小児等医療費の助成に関する条例の一部改正

(所得の制限)

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、満6歳に達した日以後最初の3月31日までにある小児等を養育している者を除き、次の各号に掲げる者についてそれぞれの各号に規定する所得が、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びにその扶養親族等でない児童（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）でその所得があった年の12月31日において生計を維持した者の有無及び数に応じて、規則で定める額以上のときは、対象者としな

(1)・(2)

2 (略)

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

(所得の制限)

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、満6歳に達した日以後最初の3月31日までにある小児等を養育している者を除き、次の各号に掲げる者についてそれぞれの各号に規定する所得が、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びにその扶養親族等でない児童（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）でその所得があった年の12月31日において生計を維持した者の有無及び数に応じて、規則で定める額以上のときは、対象者としな

(1)・(2)

2 (略)